

柏原市立中学校の運動部活動の在り方に関する方針

2018年11月

柏原市教育委員会

本方針策定にあたって

- 学校教育の一環として行われる運動部活動（以下、「部活動」という）は、それぞれの部活動に興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技術や記録に挑戦する中で、生徒に次のように様々な意義や効果をもたらすものと考えられる。
 - ・ 体力の向上や健康の増進につながる。
 - ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・ 互いに、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、異年齢の仲間や指導者と触れ合うことにより学級・学年内とは異なる人間関係を形成することができる。

- 部活動は、各学校の教育課程での取組みとあいまって、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな心を育む役割を果たしている。

- しかしながら、部活動における過度な練習等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるとともに、教員においても、長時間勤務の要因の1つとなっている。これは、中学校の部活動における喫緊の課題である。

- このようなことから、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」及び大阪府教育委員会が策定した「大阪府運動部活動の在り方に関する方針（平成30年9月）」に則り、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の在り方について、本方針を策定する。

- 本方針は、生徒や指導する教員にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、多様な形で適切に実施されることをめざす。
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
 - ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の意義

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、学習意欲の向上や自主性・協調性・責任感や連帯感の涵養等に資するものである。

- ◇ 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。
- ◇ 関係者の理解と協力のもと、学校全体として生徒の自主性を尊重した部活動の運営を行う。

(2) 部活動の方向性の確認

部活動の指導に当たっては、技能の向上とともに、楽しさを実感させることを目的とする。また、技術の向上を実感させることは、活動をより積極的なものとするところから、生徒自身の内発的な動機づけを触発するよう指導の工夫を行う。

加えて、楽しさを実感させるためには、適切な目標を設定するとともに、設定した目標を達成することによる成功体験を積み重ねることができるよう指導の工夫を行う。

(3) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、毎年度本方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び下記イの活動計画等を学校のホームページへの掲載により公表する。

イ 部活動顧問は、年間の活動計画（参考様式1）及び毎月の活動計画書（参考様式2）を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員数、部活動補助指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置や部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に部活動を実施できるよう努める。

イ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

ウ 学校の設置者及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組みの徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

（5）学校全体での共通理解と生徒・保護者及び地域等への周知

学校では、校長のリーダーシップのもと、教職員全体で共通理解を図り、それらに沿った活動の支援や指導を行う。また、活動の方向性に沿った一貫した指導ができるよう、日ごらの活動状況や指導の在り方について、部活動同士で意見や情報交換を行い、指導方法の工夫・改善に努める。

なお、円滑な部活動の運営のためには、学校だけでなく、家庭や地域と連携して運営上の工夫を行うことが大切であり、保護者や地域の理解が得られるよう努めるとともに、学校は、活動目標や方針・年間計画等を周知徹底する。

2 合理的でかつ効果的な活動の推進のための取組み

（1）適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

◇ 体罰は、学校教育法第11条にも記載されている違法行為であり、これは、教職員個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者・地域からの信頼を大きく損なう等、学校教育全体においても重大な問題である。

また、セクシャル・ハラスメントや不適切な言動（生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為など）等は、精神的な苦痛を伴い、生徒の心身に大きな影響を与える場合もあり、これらの行為は決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹しなければならない。

イ 部活動顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技術や記録の向上等、それぞれの目標を達成できるよう、各部活動の特性等を踏まえた指導の導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭及び校医等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じる。その際、「熱中症予防運動指針（公益財団法人日本スポーツ協会）」等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯においては活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。

また、急激な天候の変化（雷、大雨等）にも適切かつ迅速な対応を講じる。

【参考資料】

- ・（公財）日本体育協会「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（2017）
- ・文部科学省（スポーツ庁）運動部活動での指導ガイドライン（2013）
- ・（公財）日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2013）
- ・環境省熱中症予防情報サイト

3 適切な休養日及び活動時間の設定

部活動を行わない日（以下、「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- 休養日の設定は以下の通りとする。
 - ・ 学期中は、週当たり2日以上以上の休養を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。なお、振替は1週間以内を基本とする。
 - ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※ 1日の活動時間は、休憩時間を含む。

4 参加する大会等の見直し

校長は、部活動顧問から提出された活動計画書及び活動実績報告書により各部活動が参加する大会等の把握に努め、生徒や保護者、部活動顧問の状況を考慮しながら、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会等を精査し、参加の可否を総合的に判断する。

※ 私立高等学校、協会等が主催する「大会等」については、精査の対象とする。

「柏原市立中学校の運動部活動の在り方に関する方針」 Q & A

【休養日及び活動時間について】

Q 1 準備や片づけの時間は活動時間に含まれるのか？

A 1 準備や片づけの時間は含みません。

Q 2 朝練を実施する場合、その時間は活動時間に含まれるのか？

A 2 朝練も活動時間に含みますが、朝練を行う場合は、放課後の活動時間を短くするなど、生徒の負担とならないよう工夫し配慮をお願いします。

Q 3 平日 2 時間の活動時間は短いのではないかと？

A 3 準備や片づけを除いて、活動する時間として 2 時間程度を考えています。

「働き方改革」における教職員の時間外勤務の縮減をめざす中、勤務時間を大きく超えて部活動の指導を行う時間設定は難しいと考えます。2 時間「以内」ではなく、2 時間「程度」とすることで対応をお願いします。

Q 4 長期休業中にはある程度長期の休養期間を設けるとしているが、具体的な日数は？

A 4 具体的な日数は規定していません。学校や各部活動の状況に合わせての設定をお願いします。なお、家族等との長期休業中でしかできない体験や帰省等もあることから、連続した休養期間の設定をお願いします。

【活動方針の策定、学校の活動方針の公表等について】

Q 5 スケジュールは？

A 5 柏原市の方針を踏まえて各学校においては、平成 31 年 3 月末までに「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定・公表をお願いします、実施は平成 31 年 4 月 1 日からとします。

Q 6 「学校の運動部活動に係る活動方針」の公表の方法は、必ずHPによらなければならないのか。

A 6 学校のホームページへの掲載により、公表をお願いします。また、PTA総会、学校通信等を利用し、生徒、保護者に説明するなど、適宜、情報提供を行ってください。

Q 7 「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する際、生徒や学校の状況を考慮し、1日の活動時間を平日3時間程度としたりすることは可能か？

A 7 本方針は、各学校が運動部活動を行う上で最低限守っていただきたい内容を盛り込んでいます。よって、「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、本方針に則り2時間程度でお願いします。

Q 8 府の方針に則るなら、各学校の方針は不要ではないか？

A 8 スポーツ庁のガイドラインにおいては、各学校において策定することとされています。本方針では、すべての学校において最低限守っていただきたい内容を示しています。本方針に加えて、各学校の方針を盛り込んでいただき策定していただくことも考えられます。なお、策定の参考としていただくため、「ひな形」をお示しします。

Q 9 活動時間・休養日の設定の適用（実施）はいつからか？

A 9 平成31年4月1日からの適用（実施）と考えています。

各校で31年3月末までに「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定、公表していただいた後、各部活動の顧問に「年間活動計画」「月間活動計画」を作成していただくこととなります。平成31年4月1日からスムーズに実施できるよう準備をお願いします。

Q 10 「年間の活動計画」「毎月の活動計画」について、いつまでに校長に提出するのか？

A 10 「年間の活動計画」及び「4月の活動計画」は4月当初のできるだけ早い時期に、以降の「毎月の活動計画」については、その都度提出をお願いします。

また、「年間の活動計画」や部の活動方針を保護者会等で説明したり、「毎月の活動計画」を事前に示すなど、生徒はもとより、保護者の理解を得たうえで部活動の実施をお願いします。

Q 11 部活動顧問は、「年間の活動計画」及び「毎月の活動計画」を作成し、校長に提出するとあるが、校長はそれを受け取ってチェックや把握をしなければならないのか？

A 11 部活動については、生徒会や生活指導部の中の部活動係等が取りまとめているところが多いと思います。校長はその係から報告を受けるなど、学校の実態に合わせて対応をお願いします。

Q 1 2 「年間の活動計画」や「月間の活動計画」の作成や実績の報告は、顧問の負担になる。「働き方改革」に逆行しているのではないか？

A 1 2 活動計画については、自主性を育てるため生徒が作成したものを顧問が承認するなど、学校や各部活動がこれまで行ってきた方法により対応をお願いします。必ずしも顧問が作成しなければならないものではありません。また、顧問が作成される場合は、できる限り負担とならないよう、「年間の活動計画」や「月間の活動計画」についても「ひな形」をお示しします。

なお、既存の様式がある場合は、それを活用していただいて構いません。

「年間の活動計画」のひな型についてはカレンダー形式のものではなく、公式戦の日程や休養日の予定と日数を書き込む簡易なものです。また、活動実績の報告は、提出された「月間の活動計画」に変更があった部分のみを記入して、実績報告としてください。

【その他】

Q 1 3 文化部活動についてはどうなるのか？

A 1 3 文化庁から「文化系部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」が平成30年度末に策定されると聞いています。文化部活動においても、国のガイドラインが示されるまでは、当面、文化部活動の特性を踏まえつつ、本方針に準じた取り扱いをお願いします。

Q 1 4 「文化部活動の特性を踏まえつつ、本方針に準じた取り扱いをする」とは、具体的にどういった取り扱いをすればよいのか。

A 1 4 例えば、発表会や展示会などが近づいてきた場合、発表のための練習や作品の制作に要する時間が必要となります。そういった文化部活動の特性を踏まえ、活動日や活動時間について柔軟な対応をお願いします。